

名護市農産物6次産業化支援拠点施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、地域の農産物を生かした多様な経済波及効果の向上を図るため、農業の6次産業化を促進する拠点施設として、名護市農産物6次産業化支援拠点施設（以下「6次産業化支援拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 6次産業化支援拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
なごアグリパーク	名護市字名護4607番地1

(使用の許可)

第3条 6次産業化支援拠点施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 6次産業化支援拠点施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第5条 市長は、6次産業の推進に資する特別な理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、6次産業化支援拠点施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうちインキュベーション室の利用者については、使用の許可を受けた月の初日から起算して3年間、使用料に次の割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額して徴収する。

1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内
75パーセント	50パーセント	25パーセント

(休園日及び利用時間)

第6条 6次産業化支援拠点施設は、年中無休とする。ただし、市長が施設の管理上特に必要があると認めるときは、臨時に休園することができる。

2 6次産業化支援拠点施設の利用時間は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に6次産業化支援拠点施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第8条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせるときの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。この場合において、第3条及び第5条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- (1) 休園日又は利用時間の変更に関する業務
- (2) 使用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 使用の許可の取消し等及び立入りの制限等に関する業務
- (4) 原状回復に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他6次産業化支援拠点施設の管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金等)

第9条 第7条の規定により指定管理者に管理を行わせるときの6次産業化支援拠点施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されるものとする。

2 利用料金は、法第244条の2第9項の規定に基づき、別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

（規則への委任）

第10条 この条例及び名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）に定めるもののほか、6次産業化支援拠点施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第7号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		単位		料金	
加工支援施設	インキュベートA	1月につき		200,000円	
	インキュベートB			240,000円	
	加工研究室	5人（1人から5人まで） 単位ごと	1時間につき	市内	500円
				市外	1,000円
	東側多目的スペース	1時間につき		1,000円	
	西側多目的スペース				
中央多目的スペース					
ショップ（販売スペース・検品室・倉庫）		1月につき		556,000円	
レストラン		1月につき		933,000円	
第1観光ハウス		1月につき		403,000円	
第2観光ハウス		1月につき		515,000円	
栽培ハウス		1月につき		86,000円	
ハーブ園		1月につき		36,000円	
その他施設		1平方メートル当たり	1時間につき	20円	

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額（以下「地方消費税額」という。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 使用者は、使用の許可を受けた際に使用料を納付しなければならない。ただし、1月を超えて使用するとき、毎月5日までに当月分の使用料を納付するものとする。
- 3 月額による使用料であって1月に満たない期間の場合は、使用料の月額を30で除して得た額に当月の使用日数を乗じて得た額を使用料とする。
- 4 「市内」とは、使用者が現に市に住所を有する場合をいい、「市外」とは「市内」以外の場合をいう。
- 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とみなす。
- 6 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて使用料を徴収する。
- 7 使用者が使用する電気、上下水道、電話等の料金及び施設の共益費は、使用料に含まれないものとし、使用者の負担とする。

